

平成 31 年 2 月 7 日

国民健康保険運営協議会資料

国民健康保険料の賦課方法について (諮問)

【諮問事項】

1. 医療分保険料の賦課限度額の見直しについて
2. 応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直しについて

(諮問の背景と見直し案)

1. 賦課限度額の見直しについて

(1) 賦課限度額設定の必要性

保険料は、「所得割」「平等割」「均等割」の3つを合算した額で算出され、所得が多い世帯には「所得割」が多く賦課されます。

保険料負担は、負担能力に応じた公平なものである必要がある一方で、受益との関係において、受益を大きく上回る負担（医療機関を受診した際に受ける医療給付を大幅に上回る保険料）が課されてしまうと、保険に加入している積極的な意義を見いだせなくなり、保険料の支払いの意欲や制度及び事業の円滑な運営に支障をきたすことが懸念されます。

そのため、被保険者の保険料負担に一定の限度を設けるため、国民健康保険法施行令（以下「施行令」という。）で上限額を定めています。

賦課の最高限度額

- ・医療分 = 58万円以下(施行令第29条の7第2項第10号)
- ・高齢者支援分 = 19万円以下(施行令第29条の7第3項第9号)
- ・介護分 = 16万円以下(施行令第29条の7第4項第9号)

(2) 賦課限度額の設定の考え方

現在、高齢化や医療技術の進歩等により、一人あたりの医療給付費が増える一方で、保険料を計算する根拠となる被保険者の所得は、伸びない傾向にあります。このような状況のなかでは、所得の多い人に多く保険料を負担いただくことで、中低所得の人に配慮した保険料を設定していくことが考えられます。

社会保障の負担のあり方については、平成25年8月の『社会保障制度改革国民会議報告書』により、「年齢別」から「負担能力別」に切り替える考え方が示されました。特に国民健康保険においては、「相当の高所得の者であっても保険料の賦課限度額しか負担しない仕組みを改め、保険料の賦課限度額を引き上げるべき」であると同時に、「低所得者に対する保険料軽減措置の拡充を図るべき」であると記されたところです。

このような考え方のもと、このたび「平成31年度税制改革大綱」（平成30年12月21日閣議決定）において、国民健康保険税の課税限度額を58万円から61万円に引き上げるとともに、軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされ、これに伴い、国民健康保険料についても同様の措置を講ずるため、施行令の一部が改正されました。

(3) 見直しについての考え方（事務局案）

現在、本市では、施行令に定める上限額と同額まで保険料を賦課しています。

保険料の賦課限度額及び軽減措置の判定基準となる金額を見直すことにより、国民健康保険の被保険者間の保険料負担の公平の確保と中低所得層の負担の軽減を図ることが可能であると考え、本市においても国の改正内容に基づき、医療分の賦課限度額を58万円から61万円に引き上げるよう、見直しを行うこととします。

つきましては、貴協議会の意見を求めます。

2. 応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直しについて

(1) 被扶養者に対する保険料軽減について

平成 20 年に後期高齢者医療制度が創設され、制度創設時の後期高齢者又は会社の健康保険等（以下「被用者保険」という。）の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することに伴い、被用者保険の被扶養者から国民健康保険の被保険者となった人（以下「旧被扶養者」という。）については、被用者保険の被扶養者であった期間に保険料を賦課されていなかったのに対して、国民健康保険被保険者となったことで保険料負担をすることになりました。

そこで、国民健康保険において、旧被扶養者については条例減免において緩和措置を講ずることとされ、当該減免に要した費用については、国の特別調整交付金による財政支援の対象とされました。

【旧被扶養者】 次の①～③に該当する人 ①国保被保険者の資格取得日に 65 歳以上である人 ②国保被保険者の資格取得日の前日に被用者保険の被扶養者であった人 ③被用者保険の被保険者本人が、後期高齢者医療被保険者となった場合	【緩和措置】 【応益割】 ・旧被扶養者に係る均等割を、半額とする。 ・旧被扶養者のみで構成される世帯については、平等割を半額とする。 【応能割】 ・旧被扶養者に係る所得割について所得、資産にかかわらず賦課しない。
--	--

(2) 減免期間について

旧被扶養者減免については、後期高齢者医療制度における保険料軽減措置と同様に、当分の間、継続すると定めています。

しかし、後期高齢者医療制度において、制度の持続性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平を図り負担能力に応じた負担を求める観点から、このたび応益割に係る保険料軽減措置を、資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限り実施することと見直しが行われました。これを踏まえて、国民健康保険においても同様の見直しを行うように、国から通知が出されたところです。

（なお、応能割については、当分の間は賦課せず、賦課開始時期を引き続き検討することとされました。）

(3) 見直しについての考え方（事務局案）

国民健康保険法第 77 条の規定により、市町村は条例の定めるところにより、特別の理由がある人に対し、保険料の減免を行うことができるとされています。

しかし、2 年経過後もなお軽減措置を継続する場合は、国の特別調整交付金の対象から外れることとなるため、独自に財源を確保する必要があります。

今回の見直しによる国民健康保険被保険者間の保険料負担の公平を図る観点から、本市においても国の通知どおり、応益割（均等割、平等割）保険料の軽減措置を、資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限り実施するよう、見直しを行うこととします。

つきましては、貴協議会の意見を求めます。

◎所得区分ごと年間保険料試算額（夫婦2人世帯〔40歳～64歳〕）【介護分あり】

〔説明補足資料〕

	7割軽減	5割軽減	2割⇒ 5割軽減	2割軽減	軽減無し⇒ 2割軽減	(単位:円)						
総所得	330,000	880,000	890,000	1,330,000	1,350,000	2,000,000	3,000,000	4,000,000	5,000,000	6,000,000	7,000,000	8,000,000
医療分	23,100	78,700	79,400	134,600	136,100	199,000	272,000	345,000	418,000	491,000	564,000	610,000
後期高齢者支援金分	7,500	25,100	25,300	43,000	43,400	63,400	86,400	109,400	132,400	155,400	178,400	190,000
介護分	7,700	24,900	25,100	42,500	43,000	62,400	84,400	106,400	128,400	150,400	160,000	160,000
合計保険料	38,300	128,700	129,800	220,100	222,500	324,800	442,800	560,800	678,800	796,800	902,400	960,000
30年度との比較	0	0	△ 38,300	0	△ 25,500	0	0	0	0	0	0	30,000

◎所得区分ごと年間保険料試算額（単身世帯〔40歳～64歳〕）【介護分あり】

	7割軽減	5割軽減	2割⇒ 5割軽減	2割軽減	軽減無し⇒ 2割軽減	(単位:円)						
総所得	330,000	605,000	610,000	830,000	840,000	2,000,000	3,000,000	4,000,000	5,000,000	6,000,000	7,000,000	8,000,000
医療分	14,500	44,300	44,600	75,300	76,000	170,400	243,400	316,400	389,400	462,400	535,400	608,400
後期高齢者支援金分	4,700	14,200	14,300	24,100	24,300	54,200	77,200	100,200	123,200	146,200	169,200	190,000
介護分	4,600	13,700	13,800	23,300	23,500	52,100	74,100	96,100	118,100	140,100	160,000	160,000
合計保険料	23,800	72,200	72,700	122,700	123,800	276,700	394,700	512,700	630,700	748,700	864,600	958,400
30年度との比較	0	0	△ 23,900	0	△ 16,000	0	0	0	0	0	0	28,400

◎所得区分ごと年間保険料試算額（夫婦2人〔40歳～64歳〕+子ども1人(介護非該当)の3人世帯)【介護分あり】

	7割軽減	5割軽減	2割⇒ 5割軽減	2割軽減	軽減無し⇒ 2割軽減	(単位:円)						
総所得	330,000	1,155,000	1,170,000	1,830,000	1,860,000	2,000,000	3,000,000	4,000,000	5,000,000	6,000,000	7,000,000	8,000,000
医療分	31,700	113,000	114,100	194,000	196,200	227,600	300,600	373,600	446,600	519,600	592,600	610,000
後期高齢者支援金分	10,200	36,000	36,400	61,800	62,500	72,600	95,600	118,600	141,600	164,600	187,600	190,000
介護分	7,700	31,000	31,300	53,500	54,200	62,400	84,400	106,400	128,400	150,400	160,000	160,000
合計保険料	49,600	180,000	181,800	309,300	312,900	362,600	480,600	598,600	716,600	834,600	940,200	960,000
30年度との比較	0	0	△ 49,600	0	△ 33,000	0	0	0	0	0	12,600	30,000

◎所得区分ごと年間保険料試算額（夫婦2人〔40歳～64歳〕+子ども2人(介護非該当)の4人世帯)【介護分あり】

	7割軽減	5割軽減	2割⇒ 5割軽減	2割軽減	軽減無し⇒ 2割軽減	(単位:円)						
総所得	330,000	1,430,000	1,450,000	2,330,000	2,370,000	2,500,000	3,000,000	4,000,000	5,000,000	6,000,000	7,000,000	8,000,000
医療分	40,200	147,400	148,900	253,400	256,300	292,700	329,200	402,200	475,200	548,200	610,000	610,000
後期高齢者支援金分	13,000	47,000	47,400	80,700	81,600	93,300	104,800	127,800	150,800	173,800	190,000	190,000
介護分	7,700	37,000	37,400	64,500	65,400	73,400	84,400	106,400	128,400	150,400	160,000	160,000
合計保険料	60,900	231,400	233,700	398,600	403,300	459,400	518,400	636,400	754,400	872,400	960,000	960,000
30年度との比較	0	0	△ 61,100	0	△ 40,700	0	0	0	0	0	30,000	30,000